

(目的)

第1条 この条例は、山武市民の教育の機会均等を図るため、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき設置された大学（大学院を除く。以下同じ。）に入学が決定し、又は在学する者で、経済的な理由により修学が困難なものに対し、修学する上で必要な資金（以下「奨学資金」という。）を貸し付けることにより、次代の社会を担う優秀な人材を育成することを目的とする。

(種類)

第2条 奨学資金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 修学金 大学に在学する者が修学に必要とする資金をいう。
- (2) 入学準備金 大学に入学の決定した者が入学に必要とする資金をいう。

(貸付対象者)

第3条 この条例において、奨学資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 申請者の親権者又はこれに代わる者が本市に5年以上居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者で、家庭の事情等により、学費の支弁が困難と認められるもの
- (2) 健康にして、学業に対する意欲があり、大学の修学期間を終了見込みのある者
- (3) 学長又は出身学校長が適当と認め、推薦した者
- (4) 奨学資金に類する他の学費の貸与を受けてない者
- (5) 申請者の属する世帯において山武市の市税に未納がないこと。ただし、山武市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特別の事情があると認める世帯については、この限りでない。

(貸付金額)

第4条 奨学資金の貸付金額は、次のとおりとする。

- (1) 修学金 月額40,000円以内
- (2) 入学準備金 300,000円以内

(貸付条件)

第5条 奨学資金の貸付条件は、次に掲げるところによる。

- (1) 奨学資金は、無利子とする。
- (2) 修学金の貸付期間は、貸付けを決定した月からその大学における正規の修学期間を終了する月までとする。

(貸付けの申請)

第6条 申請者は、教育委員会が別に定める期間に必要な書類を添付して、教育委員会に申請書を提出しなければならない。

(貸付けの決定)

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、貸付けの可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(貸付けの休止又は停止)

第8条 教育委員会は、修学金の貸付けを受けている者が、次の各号のいずれかに該当するときは、修学金の貸付けを休止し、又は停止することができる。

- (1) 第3条第1号又は第2号の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 修学金を必要としない理由が生じたとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会において適当でないとして認められるとき。

(奨学資金の返還)

第9条 修学金は、在籍する大学を卒業し、又は退学した日の翌月から起算して6月を経過した後、貸付けを受けた期間の2倍の期間内に月賦、半年賦又は年賦の方法によりその全額を返還しなければならない。

- 2 入学準備金は、在籍する大学を卒業し、又は退学した日の翌月から起算して6月を経過した後、5年以内に月賦、半年賦又は年賦の方法によりその全額を返還しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、奨学資金の全部又は一部について繰上返還を命ずることができる。
 - (1) 奨学資金を貸付けの目的以外に使用したとき。
 - (2) 詐欺その他不正の手段により、奨学資金の貸付けを受けたとき。
 - (3) 奨学資金の返還を怠ったとき。
 - (4) 繰上返還の申出があったとき。
- 4 奨学資金の貸付けを受けた者が正当な理由なく返還期限までに返還しない場合は、山武市税外収入に関する延滞金徴収条例(平成18年山武市条例第58号)の規定の例により延滞金を徴収する。

(奨学資金の返還猶予)

第10条 教育委員会は、奨学資金の貸付けを受けていた者が災害、疾病その他やむを得ない事由により第9条第1項及び第2項に規定する返還が困難と認められるときは、当該事由が継続する間、奨学資金の返還を猶予することができる。

(奨学資金の返還免除)

第11条 教育委員会は、奨学資金の貸付けを受けている者又は受けていた者が奨学資金返還完了前に死亡したとき又は重度障害の状態その他やむを得ない事由により奨学資金の返還が困難となったときは、返還未済額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 この条例の規定に基づく貸付け等の申請受付その他の準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

附 則 (平成24年6月22日条例第21号)

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成24年12月28日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年12月13日条例第40号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定中延滞金又は利息に関する部分は、延滞金又は利息のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。